

連絡先
教育委員会事務局保健体育課
担当者：山下
電話：059-224-2969
FAX：059-224-3023

教育委員会事務局保健体育課における公文書の紛失について

教育委員会事務局保健体育課において、要保護・準要保護児童生徒の認定等にかかる平成28年度の公文書ファイル1冊を紛失し、現在まで発見に至っていません。

当該公文書には、県立特別支援学校の要保護・準要保護にかかる個人情報が含まれていますが、外部への流出は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

ご迷惑をおかけした関係者の方々、県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1. 紛失した公文書ファイルの名称等

(1) 公文書簿冊名

「要保護・準要保護関係書類」(14件)

(2) 作成年度・保存期間

平成28年度作成・10年保存

(3) 編綴している公文書

平成28年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
学校病治療に係る医療券交付について 等

(4) 文書に含まれていた個人情報

県立特別支援学校に通う児童生徒のうち、平成28年度に要保護・準要保護の認定を受けた児童生徒の情報

- 対象となる児童生徒の名前、性別、生年月日、学校名及び保護者名
- 申請理由
- 家族の続柄、生年月日、職業及び病気・療養の有無
- 住宅の形態
- 医療保険の保険証番号（医療券を交付された場合）

2. 経緯

公文書ファイルの保存状況を確認していたところ、当該公文書ファイルが所在不明となっていることが判明しました。このため、当課執務室、書庫を探索しましたが、発見することができませんでした。

3. 県民・業務等への影響

当該ファイルの公文書には個人情報が含まれていますが、総合文書管理システムに登録しているデータ（起案文、供覧文）しか残っていないため、対象者の特定ができていません。

4. 原因

状況を確認したところ、通常持ち出すことのない文書であり、他の文書を廃棄する際、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

5. 再発防止策

個人情報を含む公文書ファイルは保存するロッカーを決めて施錠管理していますが、定期的に所在確認を行うこととします。また、公文書ファイルを廃棄する際は、複数人で簿冊の確認を行うなど、公文書の適切な管理・取扱いを徹底します。